

## 告 示

### 埼玉県告示第二百四十七号

埼玉県議会平成三十一年二月定例会において議決された平成三十一年度埼玉県一般会計予算並びに平成三十一年度の埼玉県の特別会計予算及び公営企業会計予算を地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百十九条第二項の規定により、次のとおり公表する。

平成三十一年三月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 平成31年度埼玉県一般会計予算

平成31年度埼玉県一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,888,460,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、250,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 県 税		774,100,000
	1 県 民 税	324,658,000
	2 事 業 税	156,427,000
	3 地 方 消 費 税	117,056,000
	4 不 動 産 取 得 税	19,909,000
	5 県 た ば こ 税	7,431,000
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	1,988,000
	7 自 動 車 取 得 税	5,414,000
	8 軽 油 引 取 税	52,653,889
	9 自 動 車 税	88,538,000
	10 鉱 区 税	4,861
11 狩 猟 税	20,250	
2 地 方 消 費 税 清 算 金		245,447,000
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	245,447,000

3 地 方 譲 与 税		113,049,000
	1 地 方 法 人 特 別 譲 与 税	108,737,000
	2 地 方 揮 発 油 譲 与 税	3,607,000
	3 石 油 ガ ス 譲 与 税	165,000
	4 自 動 車 重 量 譲 与 税	449,000
	5 地 方 道 路 譲 与 税	1,000
	6 森 林 環 境 譲 与 税	90,000
4 地 方 特 例 交 付 金		11,522,356
	1 地 方 特 例 交 付 金	5,115,000
	2 子 ども ・ 子 育 て 支 援 臨 時 交 付 金	6,407,356
5 地 方 交 付 税		205,200,000
	1 地 方 交 付 税	205,200,000
6 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		1,591,000
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	1,591,000
7 分 担 金 及 び 負 担 金		2,951,276
	1 分 担 金	288,627
	2 負 担 金	2,662,649

款	項	金 額
8 使用料及び手数料		28,996,095
	1 使用料	18,004,451
	2 手数料	10,991,644
9 国庫支出金		157,477,816
	1 国庫負担金	104,794,513
	2 国庫補助金	46,845,230
	3 委託金	5,838,073
10 財産収入		7,922,657
	1 財産運用収入	6,554,861
	2 財産売却収入	1,367,796
11 寄附金		121,542
	1 寄附金	121,542
12 繰入金		89,491,170
	1 特別会計繰入金	2,041,191
	2 基金繰入金	87,449,979
13 繰越金		500,000
	1 繰越金	500,000

14 諸 収 入		34,105,088
	1 延滞金、加算金及び過料等	2,013,253
	2 預 金 利 子	6,500
	3 貸 付 金 元 利 収 入	3,098,464
	4 受 託 事 業 収 入	3,772,579
	5 収 益 事 業 収 入	14,334,013
	6 利 子 割 精 算 金 収 入	1,000
	7 雑 入	10,879,279
15 県 債		215,985,000
	1 県 債	215,985,000
歳 入 合 計		1,888,460,000

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 議 会 費		3,248,389
	1 議 会 費	3,248,389
2 総 務 費		95,601,145
	1 総 務 管 理 費	21,805,018
	2 企 画 費	7,587,446
	3 県 民 費	9,466,385
	4 環 境 費	9,469,134
	5 徴 税 費	27,466,557
	6 市 町 村 振 興 費	5,049,632
	7 選 挙 費	6,576,587
	8 防 災 費	6,534,381
	9 統 計 調 査 費	1,030,753
	10 人 事 委 員 会 費	302,518
11 監 査 委 員 費	312,734	
3 民 生 費		364,930,012
	1 社 会 福 祉 費	260,957,520

	2 児 童 福 祉 費	92,282,962
	3 生 活 保 護 費	11,420,619
	4 災 害 救 助 費	268,911
4 衛 生 費		61,546,050
	1 公 衆 衛 生 費	28,323,969
	2 環 境 衛 生 費	2,658,686
	3 保 健 所 費	3,745,877
	4 医 薬 費	11,946,911
	5 公 営 企 業 支 出 金	14,870,607
5 労 働 費		5,664,269
	1 労 政 費	1,989,465
	2 職 業 訓 練 費	3,513,484
	3 労 働 委 員 会 費	161,320
6 農 林 水 産 業 費		23,590,768
	1 農 業 費	8,276,547
	2 蚕 糸 特 産 及 び 水 産 業 費	452,039
	3 畜 産 業 費	1,089,031



款	項	金額
	4 林業費	4,411,565
	5 農地費	9,361,586
7 商工費		18,946,269
	1 商工業費	18,662,966
	2 観光費	283,303
8 土木費		115,662,214
	1 土木管理費	10,893,789
	2 道路橋りょう費	50,665,773
	3 河川費	29,237,460
	4 都市計画費	23,778,226
	5 住宅費	1,086,966
9 警察費		151,533,973
	1 警察管理費	140,000,445
	2 警察活動費	11,533,528
10 教育費		492,836,030
	1 教育総務費	57,805,685

	2 小 学 校 费	138,579,135
	3 中 学 校 费	83,327,041
	4 高 等 学 校 费	105,334,584
	5 特 别 支 援 学 校 费	43,251,580
	6 大 学 费	2,672,485
	7 私 立 学 校 费	55,819,177
	8 社 会 教 育 费	4,739,538
	9 保 健 体 育 费	1,306,805
11 灾 害 复 旧 费		20,940
	1 农 林 水 产 施 设 灾 害 复 旧 费	10,890
	2 土 木 施 设 灾 害 复 旧 费	10,050
12 公 债 费		280,958,085
	1 公 债 费	280,958,085
13 诸 支 出 金		273,421,856
	1 公 营 企 业 支 出 金	13,132,856
	2 地 方 消 费 税 清 算 金	107,500,000
	3 所 得 割 交 付 金	309,000

款	項	金 額
	4 利 子 割 交 付 金	1,543,000
	5 配 当 割 交 付 金	5,573,000
	6 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	5,394,000
	7 地 方 消 費 税 交 付 金	125,555,000
	8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	1,466,000
	9 自 動 車 取 得 税 交 付 金	4,332,000
	10 軽 油 引 取 税 交 付 金	7,219,000
	11 環 境 性 能 割 交 付 金	1,397,000
	12 利 子 割 精 算 金	1,000
14 予 備 費		500,000
	1 予 備 費	500,000
歳 出	合 計	1,888,460,000

第2表 継続費

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
4 衛生費	4 医薬費	高等看護学院施設整備費	402,357	平成31年度	100,082
				平成32年度	302,275
10 教育費	1 教育総務費	教育関係庁舎解体事業費（平成31年度着工分）	803,763	平成31年度	449,197
				平成32年度	354,566
	4 高等学校費	県立高等学校実験実習棟改築費（平成31年度着工分）	2,087,575	平成31年度	1,250,789
				平成32年度	678,124
				平成33年度	158,662

第3表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
地方債証券の共同発行によって生ずる連帯債務（平成31年度発行分）	平成31年度から 平成41年度まで	共同発行団体による共同発行の総額から本県の負担額を控除した額及びこれに対する利子相当額
私立学校振興資金融資貸付金利子補助（平成31年度融資分）	平成32年度から 平成46年度まで	59,726
私立学校振興資金融資損失補償（平成31年度融資分）	平成31年度以降	回収されない元本及び最終弁済期到来後3月までの利子の合計額について、当該貸付額の100分の10に相当する額
東京オリンピック・パラリンピック推進事業	平成32年度	248,683

環境創造資金利子補給（平成31年度融資分）	平成32年度から 平成41年度まで	48,595
旧山西省友好記念館施設改修費等補助	平成32年度から 平成46年度まで	42,703
独立行政法人福祉医療機構借入金利子補助（平成31年度融資分）	平成32年度から 平成51年度まで	199,025
多子世帯応援クーポン事業（平成31年度発行分）	平成32年度	265,840
新型インフルエンザ対策事業	平成32年度	460,033

事 項	期 間	限 度 額
小規模事業資金損失補償（平成14年度保証分・平成31年度損失補償対象期間延長分）	平成31年度から平成39年度まで	県が行う小規模事業資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額に相当する額
小規模事業資金損失補償（平成16年度保証分・平成31年度損失補償対象期間延長分）	平成31年度から平成39年度まで	県が行う小規模事業資金（借換えを含む。）の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額に相当する額
小規模事業資金損失補償（平成31年度保証分）	平成31年度から平成49年度まで	県が行う小規模事業資金（借換えを含む。）の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の20分の19に相当する額

<p>起業家育成資金損失補償（平成16年度保証分・平成31年度損失補償対象期間延長分）</p>	<p>平成31年度から平成39年度まで</p>	<p>県が行う起業家育成資金（借換えを含む。）の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の5分の1に相当する額</p>
<p>起業家育成資金損失補償（平成31年度保証分）</p>	<p>平成31年度から平成49年度まで</p>	<p>県が行う起業家育成資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の4分の3に相当する額。ただし、創業関連保証（産業競争力強化法第129条第3項各号に掲げる要件のいずれにも該当する創業者である中小企業者に係るものに限る。）を利用し債務の保証を行っ</p>



事 項	期 間	限 度 額
		<p>た場合は保険金の額を控除した額の10分の1、創業等関連保証又は創業関連保証（産業競争力強化法第129条第3項各号に掲げる要件のいずれにも該当する創業者である中小企業者に係るものを除く。）を利用し債務の保証を行った場合は保険金の額を控除した額の20分の3に相当する額</p>
<p>経営安定資金損失補償（平成19年度保証分・平成31年度損失補償対象期間延長分）</p>	<p>平成31年度から平成39年度まで</p>	<p>県が行う経営安定資金のうち金融円滑化貸付（中小企業信用保険法第2条第5項第6号の規定に係る貸付に限る。）の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の5分の1に相当する額</p>

<p>経営安定資金損失補償（平成31年度保証分）</p>	<p>平成31年度から 平成46年度まで</p>	<p>県が行う経営安定資金のうち大臣指定等貸付（指定企業関連、特定業種関連及び金融円滑化関連に係る貸付に限る。）及び知事指定等貸付（指定企業関連に係る貸付及び金融円滑化関連のうち中小企業信用保険法第2条第5項第8号の規定に係る貸付に限る。）の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条又は第13条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の、大臣指定等貸付（指定企業関連及び特定業種関連に係る貸付に限る。）にあつては20分の3、大臣指定等貸付（金融円滑化関連に係る貸付に限る。）にあつては10分の1、知事指定等貸付（指定企業関連に係る貸付に限る。）にあつては2分の1、知事指定等貸付（金融円滑化関連のうち中小企業信用保険法第2条第5項第8号の規定に係る貸付に限る。）にあつては5分の1に相当する額</p>
------------------------------	------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

事 項	期 間	限 度 額
<p>経営支援特別融資損失補償（平成19年度保証分・平成31年度損失補償対象期間延長分）</p>	<p>平成31年度から平成39年度まで</p>	<p>県が行う経営支援特別融資（経営支援特別融資及び経営支援緊急融資の借換えを含む。）の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の2分の1に相当する額。ただし、経営支援緊急融資の借換えにあつては保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額に相当する額</p>
<p>企業再生資金損失補償（平成16年度保証分・平成31年度損失補償対象期間延長分）</p>	<p>平成31年度から平成39年度まで</p>	<p>県が行う企業再生資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除し</p>

		<p>た額の2分の1又は第13条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の10分の1に相当する額</p>
<p>企業パワーアップ資金損失補償（平成31年度保証分）</p>	<p>平成31年度から 平成49年度まで</p>	<p>県が行う企業パワーアップ資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったこと によって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条又は第13条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の、普通保険を利用し債務の保証を行った場合は24分の19、無担保保険を利用し債務の保証を行った場合は32分の25、経営安定関連保証を利用し債務の保証を行った場合は中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第4号及び第6号の規定に係る貸付にあつては10分の1、第5号、第7号及び第8号の規定に係る貸付にあつては32分の25に相当する額</p>

事 項	期 間	限 度 額
事業資金損失補償（平成19年度保証分・平成31年度損失補償対象期間延長分）	平成31年度から平成39年度まで	<p>県が行う事業資金のうち中小企業応援貸付（借換えを含む。）の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の10分の1に相当する額。ただし、責任共有制度の導入後にあつては普通保険を利用し債務の保証を行った場合は保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の12分の7、無担保保険を利用し債務の保証を行った場合は32分の17に相当する額</p>
借換え資金損失補償（平成31年度保証分）	平成31年度から平成49年度まで	<p>県が行う借換え資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険</p>

		<p>法第5条又は第13条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の、普通保険を利用し債務の保証を行った場合は24分の5、無担保保険を利用し債務の保証を行った場合は16分の5、経営安定関連保証を利用し債務の保証を行った場合は中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第4号及び第6号の規定に係る貸付にあつては5分の1、第5号、第7号及び第8号の規定に係る貸付にあつては16分の5に相当する額</p>
<p>要件緩和型経営安定資金損失補償（平成31年度保証分）</p>	<p>平成31年度から平成46年度まで</p>	<p>県が行う要件緩和型経営安定資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の2分の1に相当する額</p>

事 項	期 間	限 度 額
中小企業者制度融資貸付事業利子補助（平成31年度融資分）	平成32年度から 平成46年度まで	3,016,970
勤労者支援資金損失補償（平成31年度保証分）	平成31年度から 平成37年度まで	県が行う勤労者支援資金の融資額の範囲内で日本労働者信用基金協会がこの債務の保証を行ったことによつて生じた代位弁済額のうち、チャレンジ応援資金のうち失業者の再就職支援に係る資金の元金に相当する額の100分の50の額
離職者等委託訓練事業（平成31年度契約分）	平成32年度から 平成34年度まで	976,884
農地利用集積事業資金損失補償（平成31年度融資分）	平成31年度から 平成42年度まで	埼玉県農林公社が農地利用集積事業のため借り入れた資金のうち回収されない元本及び利子について、最終弁済期到来後3月を経過しても償還できない額
農業近代化資金等利子補助（平成31年度融資分）	平成32年度から 平成52年度まで	105,260

<p>農業災害復旧経営資金利子補助（平成31年度融資分）</p>	<p>平成32年度から 平成38年度まで</p>	<p>1,170</p>
<p>農業災害復旧経営資金損失補償（平成31年度融資分）</p>	<p>平成31年度から 平成38年度まで</p>	<p>農業協同組合等が融資した農業災害資金のうち回収されない元本及び利子について、市町村が損失補償した場合の当該補償に要した経費の2分の1に相当する額。ただし、当該経費が融資額の100分の50に相当する額を超えるときは、当該融資額の4分の1に相当する額</p>
<p>埼玉県農林公社造林資金等損失補償（平成31年度借入分）</p>	<p>平成31年度から 平成82年度まで</p>	<p>埼玉県農林公社がその業務を行うため日本政策金融公庫から借り入れた造林資金及び森林整備活性化資金のうち最終償還期限到来後10月を経過しても弁済できない元利金合計額（遅延損害金を含む。）及び損失確定日の翌日から補償履行の日まで年11パーセントの割合による利息に相当する額</p>
<p>農業用ため池緊急耐震化対策事業</p>	<p>平成32年度</p>	<p>239,700</p>



事 項	期 間	限 度 額
埼玉県土地開発公社公共用地先行取得費等償還金（平成31年度取得分）	平成32年度から 平成41年度まで	1,344,556
埼玉県土地開発公社借入金債務保証（平成31年度借入分）	平成31年度以降	埼玉県土地開発公社がその業務を行うため借り入れた資金のうちその元本及び利子について、最終弁済期到来後3月を経過しても償還できない額。ただし、借入先金融機関に預金保険法及び農水産業協同組合貯金保険法に定める保険事故が生じた場合は、弁済期到来後の償還できない額
平成31年度有料道路整備貸付金債務保証（平成31年度融資分）	平成31年度以降	埼玉県道路公社が有料道路建設のため借り入れた政府資金のうち、最終弁済期到来後3月を経過しても償還できない額
有料道路整備貸付金債務保証（平成31年度融資分）	平成31年度以降	埼玉県道路公社が有料道路建設のため借り入れた資金のうちその元本及び利子について、最終弁済期到来後3月を経過しても償還できない額。ただし、借入先金融機関に預金保険法及び農水産業協同組合貯金保険法に定める保険事故が生じた場合は、弁済期到来後の償還できない額

橋りょう修繕	平成 3 2 年 度	334,000
橋りょう架換	平成 3 2 年 度	60,000
社会資本整備総合交付金（橋りょう整備）事業	平成 3 2 年 度	160,000
河川改修	平成 3 2 年 度	100,000
社会資本整備総合交付金（河川）事業	平成 3 2 年 度	1,474,000

事 項	期 間	限 度 額
縣市連携浸水対策	平成32年度	570,000
公園等建設	平成32年度	350,000
埼玉スタジアム2002公園管理運営	平成32年度から 平成33年度まで	274,668
警察共済組合不動産投資施設特約譲渡事業償還金（平成31年度建設分）	平成32年度から 平成55年度まで	1,045,928
学力・学習状況調査実施事業（平成31年度契約分）	平成32年度	153,309

第4表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
議会低公害車整備事業	21,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
低公害車整備事業	75,000	同上	同上	同上
県有施設整備事業	3,474,000	同上	同上	同上
鉄道駅転落防止設備整備促進事業	16,000	同上	同上	同上
試験研究機関等設備整備事業	58,000	同上	同上	同上
緑の森博物館用地購入事業	48,000	同上	同上	同上
身近な緑公有地化事業	122,000	同上	同上	同上
防災行政無線高度化推進事業	1,697,000	同上	同上	同上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
消防学校施設整備事業	21,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
被災者生活再建支援基金出資金	1,949,000	同上	同上	同上
福祉事務所等低公害車整備事業	35,000	同上	同上	同上
心身障害児（者）援護施設等整備事業	1,392,000	同上	同上	同上
障害者歯科診療所整備事業	23,000	同上	同上	同上
県立熊谷点字図書館解体事業	21,000	同上	同上	同上
老人福祉施設整備事業	1,315,000	同上	同上	同上
総合リハビリテーションセンター施設等整備事業	95,000	同上	同上	同上

児童福祉施設整備事業	286,000	同	上	同	上	同	上
児童相談所整備事業	550,000	同	上	同	上	同	上
県民健康福祉村改修事業	68,000	同	上	同	上	同	上
保健所整備事業	12,000	同	上	同	上	同	上
県立高等看護学院施設整備事業	99,000	同	上	同	上	同	上
高等技術専門校施設整備事業	4,000	同	上	同	上	同	上
農林公園施設整備事業	58,000	同	上	同	上	同	上
花と緑の振興センター施設整備事業	34,000	同	上	同	上	同	上
農業技術研究センター施設整備事業	196,000	同	上	同	上	同	上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
茶業研究所施設整備事業	71,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
秩父高原牧場基盤整備事業	38,000	同上	同上	同上
造林事業	29,000	同上	同上	同上
県民の森整備事業	4,000	同上	同上	同上
森林科学館整備事業	6,000	同上	同上	同上
県単独林道事業	276,000	同上	同上	同上
林道事業	266,000	同上	同上	同上
県単独治山事業	337,000	同上	同上	同上

治山事業	127,000	同	上	同	上	同	上
県単独農業基盤整備事業	816,000	同	上	同	上	同	上
農業基盤整備事業	1,138,000	同	上	同	上	同	上
直轄事業（土地改良）負担金	466,000	同	上	同	上	同	上
産業文化センター施設整備事業	199,000	同	上	同	上	同	上
彩の国ビジュアルプラザ設備整備事業	200,000	同	上	同	上	同	上
東部地域振興ふれあい拠点施設整備事業	3,000	同	上	同	上	同	上
産業技術総合センター施設整備事業	58,000	同	上	同	上	同	上
道路公社出資金	142,000	同	上	同	上	同	上
県単独道路建設事業	21,743,000	同	上	同	上	同	上



起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
電線地中化（道路）整備事業	554,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
道路事業	5,934,000	同上	同上	同上
直轄事業負担金	10,446,000	同上	同上	同上
県単独河川改修事業	6,400,000	同上	同上	同上
自然災害防止事業	80,000	同上	同上	同上
河川事業	5,278,000	同上	同上	同上
県単独砂防事業	527,000	同上	同上	同上
砂防事業	468,000	同上	同上	同上

都市環境整備事業	1,623,000	同	上	同	上	同	上
県単独街路事業	3,787,000	同	上	同	上	同	上
街路事業	1,488,000	同	上	同	上	同	上
独立行政法人日本高速道路保有・ 債務返済機構出資金	22,000	同	上	同	上	同	上
県単独公園事業	5,011,000	同	上	同	上	同	上
公園事業	332,000	同	上	同	上	同	上
警察署等低公害車整備事業	165,000	同	上	同	上	同	上
警察署庁舎建設事業	5,589,000	同	上	同	上	同	上
交通安全施設整備事業	1,248,000	同	上	同	上	同	上
県立高等学校建設事業	9,354,000	同	上	同	上	同	上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県立特別支援学校建設事業	3,528,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
社会教育施設整備事業	1,557,000	同上	同上	同上
公立大学法人埼玉県立大学施設整備事業	660,000	同上	同上	同上
史跡整備事業	5,000	同上	同上	同上
水道用水供給事業出資金	1,841,000	同上	同上	同上
臨時財政対策債	112,500,000	同上	同上	同上

平成31年度埼玉県公債費特別会計予算

平成31年度埼玉県公債費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ634,788,823千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		370,646,823
	1 一 般 会 計 繰 入 金	195,897,136
	2 特 別 会 計 繰 入 金	1,640,687
	3 基 金 繰 入 金	173,109,000

款	項	金 額
2 県 債		264,142,000
	1 県 債	264,142,000
歳 入	合 計	634,788,823

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 公 債 費		634,788,823
	1 公 債 費	634,788,823
歳 出	合 計	634,788,823

第2表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
一般会計 平成16年度、平成21年度 及び平成26年度発行 県債償還金	262,380,000	普通貸借又は証券発行 (他の地方公共団体との 共同発行を含む。)	10%以内。ただし、利 率見直し方式で借り入れ る資金について、利率の 見直しを行った後におい ては、当該見直し後の利 率とする。	政府資金についてはその融通条 件により、銀行その他の場合は その債権者と協定した融通条件 による。ただし、県財政の都合 により据置期間を短縮し、若し くは繰上償還又は低利に借り換 えることができる。
県営住宅事業特別会計 平成21年度発行県債償還金	963,000	普通貸借又は証券発行	同 上	同 上
流域下水道事業会計 平成21年度発行県債償還金	799,000	同 上	同 上	同 上

平成31年度埼玉県証紙特別会計予算

平成31年度埼玉県証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ17,691,154千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 証 紙 収 入		17,691,153
	1 証 紙 収 入	17,691,153
2 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入	合 計	17,691,154

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 出 金		17,682,154
	1 一 般 会 計 繰 出 金	17,682,154
2 返 還 金		9,000
	1 返 還 金	9,000
歳 出	合 計	17,691,154



平成31年度埼玉県市町村振興事業特別会計予算

平成31年度埼玉県市町村振興事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13,658,564千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		24,110
	1 財 産 運 用 収 入	24,110
2 繰 入 金		7,500,000
	1 基 金 繰 入 金	7,500,000
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
4 諸 収 入		6,134,453

	1 貸 付 金 元 利 収 入	6,134,453
歳 入	合 計	13,658,564

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 市 町 村 振 興 事 業 費		13,658,564
	1 市 町 村 振 興 事 業 費	13,658,564
歳 出	合 計	13,658,564

平成31年度埼玉県災害救助事業特別会計予算

平成31年度埼玉県災害救助事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ766,215千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 国 庫 支 出 金		305,851
	1 国 庫 負 担 金	305,851
2 財 産 収 入		14,512
	1 財 産 運 用 収 入	14,512
3 繰 入 金		445,850
	1 一 般 会 計 繰 入 金	140,000
	2 基 金 繰 入 金	305,850

4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		1
	1 雑収入	1
歳入合計		766,215

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 災害救助事業費		766,215
	1 救助費	611,702
	2 基金積立金	154,513
歳出合計		766,215

平成31年度埼玉県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

平成31年度埼玉県母子父子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ845,424千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		21,756
	1 繰 入 金	21,756
2 繰 越 金		260,957
	1 繰 越 金	260,957
3 諸 収 入		562,711
	1 貸 付 金 元 利 収 入	558,528
	2 預 金 利 子	28

	3 雜	入	4,155	
歳	入	合	計	845,424

歳 出

(単位 千円)

款	項	金	額	
1 母子父子寡婦福祉資金貸付費			845,424	
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付費		845,424	
歳	出	合	計	845,424

平成31年度埼玉県国民健康保険事業特別会計予算

平成31年度埼玉県国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ616,401,545千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		195,136,894
	1 負 担 金	195,136,894
2 国 庫 支 出 金		173,023,703
	1 国 庫 負 担 金	132,885,251
	2 国 庫 補 助 金	40,138,452
3 療 養 給 付 費 等 交 付 金		272,253
	1 療 養 給 付 費 等 交 付 金	272,253

4 前期高齢者交付金		199,083,831
	1 前期高齢者交付金	199,083,831
5 共同事業交付金		763,599
	1 共同事業交付金	763,599
6 財産収入		44,542
	1 財産運用収入	44,542
7 繰入金		40,446,939
	1 一般会計繰入金	40,146,939
	2 基金繰入金	300,000
8 繰越金		7,548,431
	1 繰越金	7,548,431
9 諸収入		81,353
	1 雑収入	81,353
歳入合計		616,401,545



歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		9,688
	1 総 務 管 理 費	7,974
	2 運 営 協 議 会 費	1,714
2 保 険 給 付 費 等 交 付 金		482,945,992
	1 保 険 給 付 費 等 交 付 金	482,945,992
3 後 期 高 齢 者 支 援 金 等		94,539,440
	1 後 期 高 齢 者 支 援 金 等	94,539,440
4 前 期 高 齢 者 納 付 金 等		310,700
	1 前 期 高 齢 者 納 付 金 等	310,700
5 介 護 納 付 金		30,152,053
	1 介 護 納 付 金	30,152,053
6 病 床 転 換 支 援 金 等		570

	1 病床轉換支援金等	570
7 共同事業拠出金		764,286
	1 共同事業拠出金	764,286
8 保健事業費		4,669
	1 保健事業費	4,669
9 基金積立金		44,542
	1 基金積立金	44,542
10 諸支出金		7,629,605
	1 償還金及び還付加算金	7,629,605
歳出	合計	616,401,545

平成31年度埼玉県中小企業高度化資金特別会計予算

平成31年度埼玉県中小企業高度化資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ148,823千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		4,130
	1 繰 入 金	4,130
2 繰 越 金		102,000
	1 繰 越 金	102,000
3 諸 収 入		42,693
	1 預 金 利 子	11
	2 貸 付 金 元 利 収 入	42,680
	3 雑 入	2
歳 入 合 計		148,823

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 中 小 企 業 高 度 化 資 金		146,823
	1 資 金 貸 付 費	146,823
2 予 備 費		2,000
	1 予 備 費	2,000
歳 出 合 計		148,823

平成31年度埼玉県就農支援資金貸付事業特別会計予算

平成31年度埼玉県就農支援資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ24,419千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 就農支援資金貸付勘定収入		16,722
	1 繰越金	1
	2 諸収入	16,721
2 就農支援資金業務勘定収入		282
	1 繰入金	242
	2 繰越金	38
	3 諸収入	2

3 農業改良資金貸付勘定収入		6,228
	1 繰越金	6,227
	2 諸収入	1
4 農業改良資金業務勘定収入		1,187
	1 繰入金	640
	2 繰越金	543
	3 諸収入	4
歳入合計		24,419

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 就農支援資金貸付勘定		16,722
	1 就農支援資金貸付費	16,722
2 就農支援資金業務勘定		282
	1 管理指導事務費	272
	2 予備費	10
3 農業改良資金貸付勘定		6,228
	1 農業改良資金貸付費	6,228
4 農業改良資金業務勘定		1,187
	1 管理指導事務費	1,127
	2 予備費	60
歳 出 合 計		24,419

平成31年度埼玉県林業・木材産業改善資金特別会計予算

平成31年度埼玉県林業・木材産業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ20,650千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 貸付勘定収入		20,000
	1 繰入金	20
	2 繰越金	8,715
	3 諸収入	11,265
2 業務勘定収入		650
	1 繰越金	590
	2 諸収入	60
歳 入	合 計	20,650



歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 貸 付 勘 定		20,000
	1 林業・木材産業改善資金貸付費	20,000
2 業 務 勘 定		650
	1 管 理 指 導 事 務 費	630
	2 予 備 費	20
歳 出 合 計		20,650

平成31年度本多静六博士育英事業特別会計予算

平成31年度本多静六博士育英事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ52,637千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		665
	1 財 産 運 用 収 入	665
2 繰 入 金		1
	1 繰 入 金	1
3 繰 越 金		9,420
	1 繰 越 金	9,420
4 諸 収 入		42,551

款	項	金 額
	1 貸 付 金 元 利 収 入	42,550
	2 雑 入	1
歳 入	合 計	52,637

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 本多静六博士育英事業費		51,637
	1 本多静六博士育英事業費	51,637
2 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歳 出	合 計	52,637

平成31年度埼玉県用地事業特別会計予算

平成31年度埼玉県用地事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,297,575千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		297,325
	1 財 産 運 用 収 入	43,100
	2 財 産 売 払 収 入	254,225
2 繰 入 金		1,000,248
	1 繰 入 金	1,000,248
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1

款	項	金額
4 使用料及び手数料		1
	1 使用料	1
歳入合計		1,297,575

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 用地事業費		1,297,575
	1 用地事業費	1,297,575
歳出合計		1,297,575

平成31年度埼玉県県営住宅事業特別会計予算

平成31年度埼玉県県営住宅事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12,830,064千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 使 用 料		8,132,793
	1 住 宅 使 用 料	8,132,793

款	項	金 額
2 国 庫 支 出 金		1,811,303
	1 国 庫 補 助 金	1,811,303
3 財 産 収 入		50,712
	1 財 産 運 用 収 入	50,712
4 繰 入 金		826,745
	1 繰 入 金	826,745
5 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
6 諸 収 入		24,510
	1 敷 金 運 用 収 入	314
	2 雑 入	24,196
7 県 債		1,984,000
	1 県 債	1,984,000
歳 入	合 計	12,830,064

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 住 宅 事 業 費		9,695,857
	1 住 宅 管 理 費	6,049,316
	2 住 宅 建 設 費	3,646,541
2 繰 出 金		1,964,743
	1 繰 出 金	1,964,743
3 公 債 費		1,159,464
	1 公 債 費	1,159,464
4 予 備 費		10,000
	1 予 備 費	10,000
歳 出 合 計		12,830,064



第2表 継続費

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 住宅事業費	2 住宅建設費	平成31年度公営住宅建設費	2,926,893	平成31年度	183,060
				平成32年度	546,889
				平成33年度	1,448,659
				平成34年度	748,285

第3表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公営住宅建設事業	1,984,000	普通貸借又は証券発行	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。

平成31年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計予算

平成31年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ773,624千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		15,363
	1 財 産 運 用 収 入	15,363
2 繰 入 金		719,750
	1 繰 入 金	719,750

3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		38,510
	1 貸付金元利収入	38,121
	2 預金利子	15
	3 雑入	374
歳入	合計	773,624

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 高等学校等奨学金事業費		773,624
	1 高等学校等奨学金事業費	773,624
歳出	合計	773,624

第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
埼玉県高等学校等奨学金損失補償（平成31年度保証分）	平成31年度以降	県が行う埼玉県高等学校等奨学金の貸付額の範囲内でこの債務の保証を行った者がこれを行ったことによって生じた代位弁済額のうち、元金に相当する額

平成31年度埼玉県公営競技事業特別会計予算

平成31年度埼玉県公営競技事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ28,671,951千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 入 場 料 収 入		40,203
	1 入 場 料 収 入	40,202
	2 入 場 券 発 売 副 収 入	1
2 投 票 券 発 売 収 入		28,144,477
	1 投 票 券 発 売 収 入	28,088,476
	2 投 票 券 発 売 副 収 入	56,001
3 財 産 収 入		234,726

款	項	金 額
	1 財 産 運 用 収 入	234,725
	2 財 産 売 払 収 入	1
4 繰 越 金		2
	1 繰 越 金	2
5 諸 収 入		252,543
	1 預 金 利 子	1
	2 収 益 事 業 収 入	1
	3 雑 入	252,541
歳 入 合 計		28,671,951

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 公 営 競 技 総 務 費		208,563
	1 公 営 競 技 総 務 費	208,563
2 公 営 競 技 事 業 費		28,123,375
	1 公 営 競 技 事 業 費	28,123,375
3 繰 出 金		334,013
	1 繰 出 金	334,013
4 予 備 費		6,000
	1 予 備 費	6,000
歳 出 合 計		28,671,951



平成31年度埼玉県病院事業会計予算

(総 則)

第1条 平成31年度埼玉県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 病 床 数

循環器・呼吸器病センター	343床
が ん セ ン タ ー	503床
小 児 医 療 セ ン タ ー	316床
精 神 医 療 セ ン タ ー	183床

2 患 者 数

(1) 年間延患者数

区 分	入 院	外 来
循環器・呼吸器病センター	92,270 人	79,293 人
が ん セ ン タ ー	143,273	203,885
小 児 医 療 セ ン タ ー	98,258	136,977
精 神 医 療 セ ン タ ー	54,922	30,744

(2) 1日平均患者数

区 分	入 院	外 来
循環器・呼吸器病センター	252 人	325 人
が ん セ ン タ ー	392	836
小 児 医 療 セ ン タ ー	269	561
精 神 医 療 セ ン タ ー	150	126

3 主なる建設改良事業

3,810,220 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、特別損失のうち用途廃止施設の処分に要する経費805,351千円の財源に充てるため、企業債801,000千円を借り入れる。

収 入

第1款 病院事業収益	59,753,499 千円
第1項 医業収益	44,267,076 千円
第2項 医業外収益	15,287,150 千円
第3項 特別利益	199,273 千円

支 出

第1款	病院事業費用	62,893,596 千円
第1項	医業費用	60,831,977 千円
第2項	医業外費用	1,236,267 千円
第3項	特別損失	805,352 千円
第4項	予備費	20,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,116,466千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額5,252千円及び過年度分損益勘定留保資金2,111,214千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款	資本的収入	5,778,162 千円
第1項	企業債	3,555,000 千円
第2項	他会計補助金	3,520 千円
第3項	他会計負担金	2,174,139 千円
第4項	固定資産売却代金	1 千円
第5項	補助金	45,500 千円
第6項	寄附金	1 千円
第7項	その他収入	1 千円

支 出

第1款 資 本 的 支 出	7,894,628 千円
第1項 建 設 改 良 費	3,810,220 千円
第2項 企 業 債 償 還 金	4,084,408 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的 建設改良資金及び用途廃止施設の処分に要する資金に充てるため

限 度 額 4,356,000千円

起 債 の 方 法 普通貸借又は証券発行

利 率 10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。

償 還 の 方 法 政府資金においてはその融通条件により、銀行その他の場合においてはその債権者と協定した融通条件による。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、10,400,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 25,917,168 千円

(2) 交 際 費 800 千円

(他会計からの補助金)

第8条 循環器・呼吸器病センター緑化事業のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、3,520千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、15,924,615千円と定める。

平成31年度埼玉県工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成31年度埼玉県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水事業所数	149 社
(2) 年間総給水量	66,938,000 m <sup>3</sup>
(3) 一日平均給水量	182,892 m <sup>3</sup>
(4) 主なる建設改良事業	1,050,221 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 事業収益		1,853,075 千円
第1項 営業収益		1,701,806 千円
第2項 営業外収益		151,268 千円
第3項 特別利益		1 千円
	支	出
第1款 事業費		1,850,927 千円

第1項	営業費用	1,673,335 千円
第2項	営業外費用	64,773 千円
第3項	特別損失	108,819 千円
第4項	予備費	4,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額410,776千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額27,038千円、建設改良積立金230,000千円、減債積立金151,415千円及び過年度分損益勘定留保資金2,323千円で補填するものとする。）。

		収	入
第1款	資本的収入		829,258 千円
第1項	建設補助金		103,400 千円
第2項	長期貸付金償還金		305,000 千円
第3項	他会計補助金		696 千円
第4項	負担金		420,160 千円
第5項	固定資産売却代金		1 千円
第6項	雑収入		1 千円
		支	出
第1款	資本的支出		1,240,034 千円

第1項 建設改良費

1,088,619 千円

第2項 企業債償還金

151,415 千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	柿木浄水場耐震化事業	1,683,569	平成31年度	78,113
				平成32年度	243,316
				平成33年度	340,060
				平成34年度	360,049
				平成35年度	512,016
				平成36年度	150,015

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事項	期間	限度額
柿木浄水場管理運営包括委託	平成32年度から 平成36年度まで	3,374,000



事 項	期 間	限 度 額
工 業 用 水 道 施 設 撤 去	平 成 3 2 年 度	201,000
業 務 設 備 整 備	平 成 3 2 年 度	425,000

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、30,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 278,763 千円

(2) 交 際 費 41 千円

(他会計からの補助金)

第9条 工業用水道事業の経営基盤の強化のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2,976千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、744千円と定める。

平成31年度埼玉県水道用水供給事業会計予算

(総 則)

第1条 平成31年度埼玉県水道用水供給事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 団 体 数	55 団体
(2) 年 間 総 給 水 量	636,154,000 m <sup>3</sup>
(3) 一 日 平 均 給 水 量	1,738,126 m <sup>3</sup>
(4) 主 なる 建 設 改 良 事 業	12,125,590 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 事 業 収 益			48,041,681 千円
第1項 営 業 収 益			43,087,355 千円
第2項 営 業 外 収 益			4,954,325 千円
第3項 特 別 利 益			1 千円
	支	出	
第1款 事 業 費			47,129,058 千円

第1項	営業費用	42,192,063 千円
第2項	営業外費用	4,648,513 千円
第3項	特別損失	248,482 千円
第4項	予備費	40,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額15,249,459千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額733,932千円及び過年度分損益勘定留保資金14,515,527千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款	資本的収入	13,076,455 千円
第1項	建設補助金	2,155,718 千円
第2項	企業債	7,100,000 千円
第3項	他会計出資金	3,655,115 千円
第4項	他会計補助金	163,606 千円
第5項	固定資産売却代金	1 千円
第6項	雑収入	2,015 千円

支 出

第1款	資本的支出	28,325,914 千円
第1項	建設改良費	13,240,730 千円
第2項	企業債償還金	9,679,685 千円

第3項	他会計からの長期借入金償還金	305,000 千円
第4項	機構負担年賦金	5,060,499 千円
第5項	予備費	40,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
水 道 施 設 委 託	平 成 3 2 年 度	241,000
業 務 設 備 整 備	平 成 3 2 年 度 から 平 成 3 3 年 度 ま で	6,919,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的 建設改良資金に充てるため

限 度 額 7,100,000千円

起 債 の 方 法 普通貸借又は証券発行

利 率 10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。

償 還 の 方 法 政府資金においてはその融通条件により、銀行その他の場合においてはその債権者と協定した融通条件による。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、7,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 3,256,044 千円

(2) 交 際 費 536 千円

(他会計からの補助金)

第9条 水道用水供給事業の経営基盤の強化のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、617,670千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、46,752千円と定める。

平成31年度埼玉県地域整備事業会計予算

(総 則)

第1条 平成31年度埼玉県地域整備事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 宅 地 売 却 面 積	247,840 m <sup>2</sup>
(2) 主なる建設改良事業	18,158,196 千円
(収益的収入及び支出)	

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 事 業 収 益		9,010,191 千円	
第1項 営 業 収 益		8,885,030 千円	
第2項 営 業 外 収 益		47,756 千円	
第3項 特 別 利 益		77,405 千円	
	支	出	
第1款 事 業 費		7,137,878 千円	
第1項 営 業 費 用		7,100,646 千円	
第2項 営 業 外 費 用		17,231 千円	

第3項	特別損失	1 千円
第4項	予備費	20,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額19,352,083千円は、過年度分損益勘定留保資金19,352,083千円で補填するものとする。）。

		収	入
第1款	資本的収入		1,652,861 千円
第1項	長期貸付金償還金		1,525,365 千円
第2項	他会計補助金		1,488 千円
第3項	固定資産売却代金		1 千円
第4項	雑収入		126,007 千円
		支	出
第1款	資本的支出		21,004,944 千円
第1項	建設改良費		18,451,698 千円
第2項	建設準備費		353,246 千円
第3項	投資有価証券		2,000,000 千円
第4項	予備費		200,000 千円



(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	富士見上南畑地区産業団地整備事業	12,400,975	平成31年度	7,910,865
				平成32年度	3,228,350
				平成33年度	1,261,760
		鴻巣箕田地区産業団地整備事業	5,216,973	平成31年度	1,962,276
	平成32年度	2,016,982			
	平成33年度	1,237,715			
	寄居桜沢地区産業団地整備事業	2,063,137	平成31年度	1,126,936	
			平成32年度	514,462	
			平成33年度	421,739	
	羽生上岩瀬地区産業団地整備事業	1,806,879	平成31年度	1,234,499	
			平成32年度	332,600	
			平成33年度	239,780	

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、350,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	559,915 千円
(2) 交際費	298 千円

(他会計からの補助金)

第8条 地域整備事業の経営基盤の強化のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、3,168千円である。

平成31年度埼玉県流域下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成31年度埼玉県流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 流域関連市町数	47 市町
(2) 年間総処理水量	669,236,856 m <sup>3</sup>
(3) 一日平均処理水量	1,828,516 m <sup>3</sup>
(4) 主なる建設改良事業	21,081,400 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 事業収益		51,596,036 千円
第1項 営業収益		31,418,879 千円
第2項 営業外収益		20,177,156 千円
第3項 特別利益		1 千円

支 出

第1款	事 業 費	51,577,068 千円
第1項	営 業 費 用	50,164,126 千円
第2項	営 業 外 費 用	1,351,941 千円
第3項	特 別 損 失	1 千円
第4項	予 備 費	61,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,234,880千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額51,285千円、過年度分損益勘定留保資金1,047,210千円及び当年度分損益勘定留保資金4,136,385千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款	資 本 的 収 入	28,188,434 千円
第1項	建 設 補 助 金	13,012,100 千円
第2項	建 設 負 担 金	6,175,230 千円
第3項	企 業 債	8,204,000 千円
第4項	他 会 計 出 資 金	671,298 千円
第5項	他 会 計 補 助 金	125,759 千円
第6項	固 定 資 産 売 却 代 金	1 千円
第7項	雑 収 入	46 千円

支 出

第1款 資 本 的 支 出	33,423,314 千円
第1項 建 設 改 良 費	25,546,139 千円
第2項 企 業 債 償 還 金	7,877,175 千円
(債務負担行為)	

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
荒川左岸南部流域下水道事業 (平成31年度契約分)	平成32年度から 平成33年度まで	1,800,000
荒川左岸北部流域下水道事業 (平成31年度契約分)	平成32年度から 平成34年度まで	2,250,000
荒川右岸流域下水道事業 (平成31年度契約分)	平成32年度から 平成35年度まで	10,048,000
中川流域下水道事業 (平成31年度契約分)	平成32年度から 平成33年度まで	6,390,000

古利根川流域下水道事業（平成31年度契約分）	平成32年度	200,000
荒川上流流域下水道事業（平成31年度契約分）	平成32年度	180,000
利根川右岸流域下水道事業（平成31年度契約分）	平成32年度	201,000

（企業債）

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 建設改良資金及び企業債償還資金に充てるため

限度額 8,204,000千円

起債の方法 普通貸借又は証券発行

利率 10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。

償還の方法 政府資金においてはその融通条件により、銀行その他の場合においてはその債権者と協定した融通条件による。

（一時借入金）

第7条 一時借入金の限度額は、12,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 1,342,093 千円

(2) 交 際 費 300 千円

(他会計からの補助金)

第9条 流域下水道事業の経営基盤の強化のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、6,619,128千円である。